

社 第 8 7 6 号

平成30年8月10日

各居宅介護支援事業所 管理者 様

魚津市役所社会福祉課

(公 印 省 略)

居宅介護支援費の算定に係る特定事業所集中減算の取扱いについて

日頃より本市の介護保険行政の推進にご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、本年度より、居宅介護支援費の算定に係る特定事業所集中減算報告書については、市町村長へ提出することとなりました。

つきましては、本市では、本減算に関し、別紙のとおり取り扱いますので、遺漏のないようご留意願います。

また、指定居宅介護支援事業者におかれましては、利用者自身によるサービスの選択、保健・医療・福祉サービスの総合的、効率的な提供、利用者本位という介護保険制度の基本理念に基づき、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類又は特定の事業者に不当に偏ることがないように、公正中立に居宅介護支援を提供しなければならないとされており、適正な事業運営がなされるようお願い申し上げます。

(事務担当) 魚津市役所社会福祉課介護保険係 宮本

TEL 0765-23-1148

FAX 0765-23-1073

(別紙)

居宅介護支援費の算定に係る特定事業所集中減算の取扱いについて

1 特定事業所集中減算について

正当な理由なく、前6月間に作成された居宅サービス計画に位置づけられた減算の対象となる居宅サービスのうち、同一法人が開設する事業所の割合が**80%を越えた場合**、**減算適用期間の居宅介護支援のすべて**について、**月200単位/件**の減算となります。

2 対象となるサービス

減算の判定において、対象となるサービスは、**訪問介護、通所介護、福祉用具貸与、地域密着型通所介護**です。

3 具体的な計算式

当該サービスに係る紹介率最高法人の居宅サービス計画数
÷当該サービスを位置付けた計画数

※ 紹介率最高法人 = 最も多く居宅サービス計画に位置づけられている法人

- ・事業所ごとではなく、法人ごとに計算します。
- ・同一法人の複数の事業所を利用している場合でも、その法人を位置付けた居宅サービス計画の数は1となります。

4 正当な理由について

80%を超えたことについて、「正当な理由」がある場合については、判定様式に当該理由を記載してください。

なお、次の(1)～(5)に該当する場合は、「正当な理由」として考えられます。また、これら以外の理由がある場合については、その内容を個別に判断します。

- (1) 判定期間の1月当たりの平均居宅サービス計画件数(給付管理を行った件数)が20件以下である場合。
- (2) 判定期間の1月当たりの居宅サービス計画のうち、それぞれのサービスが位置付けられた計画件数が1月当たり平均10件以下の場合。
- (3) 居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域に、訪問介護サービス等を提供する事業所が各サービスの種類ごとにみた場合に5事業所未満である場合。
- (4) 特別地域居宅介護支援加算を受けている事業者である場合。

(5) サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合などにより特定の事業者に集中していると認められる場合。

例 利用者から質が高いことを理由に当該サービスを利用したい旨の理由書の提出を受けている場合であって、地域ケア会議等に当該利用者の居宅サービス計画を提出し、支援内容についての意見・助言を受けているもの。

正当な理由が(3)によるときは、正当な理由欄に当該事業所名をすべて記入してください。

また、(5)によるときは、該当する居宅サービス計画1件につき、「理由書」及び「ケアプランに係る意見・助言内容」の両方について添付してください。

5 特定事業所集中減算判定様式について

(1) 特定事業所集中減算判定様式は、別紙様式「居宅介護支援における特定事業所集中減算報告書」によるものとします。

(2) 判定様式については、判定結果にかかわらず、判定期間後の算定期間が完結してから5年間保存してください。

6 判定期間及び市への報告期限

(1) 別紙様式により判定を行い、判定結果が80%を超えた場合は、当該様式を提出してください。

区分	判定期間	減算適用期間	報告期限
前期	3月1日*から8月末日	10月1日から3月31日	9月15日
後期	9月1日から2月末日	4月1日から9月30日	3月15日

※平成30年度前期の判定期間は、平成30年4月1日から8月末日までとする。

(2) 提出先

魚津市役所社会福祉課介護保険係